

○財務省告示第二百七十二号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十一年七月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年八月十一日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記 利付国庫債券（二十年）（第一百

二 号及び記 二回）

三 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

四 法律及びそ 十四号）第四条第一項及び財政

五 の法律及びそ 運営に必要な財源の確保を図る

六 ための公債の発行及び財政投融

七 資特別会計からの繰入れの特例

八 に関する法律（平成二十一年法

九 律第十七号）第二条第一項及び

十 特別会計に関する法律（平成

十一 十九年法律第二十三号）第四

十二 条第一項及び第六十二条第一

十三 項

十四 社債、株式等の振替に関する法

十五 律（平成十三年法律第七十五号）

十六 以下「振替法」という。）の規定

十七 の適用を受けるものとし、その

十八 振替機関は日本銀行とする。

十九 価格を競争に付して行われる入

二十 札（以下「価格競争入札」とい

二十一 う。）による発行（以下「価格競

二十二 争入札発行」という。）及び価格

二十三 競争入札と同時に行われる入札

二十四 であって、財務大臣が各国債市

二十五 場特別参加者ごとに応募限度額

三 振替法の適
用等

四 発行方法

五

募方

イ 入札発競争

ロ 国債市場

各申込みのうち応募価格の高いものをからその応募額を順次割り当てる。各債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

「を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）

六

イ 発

入札発競争

額面金額で一兆百六十五億円

規定に基づき発行した利付
額面金額は、特別会計に
ては、特別会計の総額に
基き、法律第百五
する法律第百五
別の会計から繰入の
の公債の発行及び
に必要のない財源の
三千六百二十五万
ついで、額面金額
定むるに基き、
うに、財政法第
額面金額で、
一兆百六十五億

十 十
三 二

の 経 利 行
払 過
込 利
み 子 率

(一) 年二・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加え、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.1 \times 37}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額
に百分の二十を乗じた金額
(ただし、当該国債を発行時
に、又は外国法人である場合
は、前記(一)の算式により算出
た金額に当該非居住者又は外
国法人が適用を受ける所得税
の税率を乗じた金額)を控除
することができる。

平成二十一年十二月十日を支
払期とし、次の算式により支出
した金額を支払う。ただし、支
払期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う。以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。

十 四
初 期 利 子

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.1 \times 1}{100 \times 2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十一年七月二十七日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成四十一年六月二十日	る利息を支払う。以前六月間に属す
				いて、その日以前六月間に属す	日を支払期とし、各支払期にお
				毎年六月二十日及び十二月二十	後の第二期利息